

平成20年度

教育委員会の点検・評価報告書

(平成19年度対象)

平成20年9月
島根県教育委員会

目 次

1	趣旨	1
2	点検評価の構成	1
3	点検評価項目	2
4	数値目標項目	3
5	しまね教育ビジョン2.1 取組状況の点検・評価	
	施策1 心身の健康を大切にした教育の推進	4
	施策2 夢を描き、その実現に向かっていく教育の推進	8
	施策3 創造性や個性の基礎となる感性を育む教育の推進	12
	施策4 互いの人権を尊重する教育の推進	16
	施策5 地域への愛着と誇りを育む教育の推進	18
	施策6 すべての子どもたちの学びを支える取組の推進	21
6	その他	
	(1) 学校概要	25
	(2) 島根県教育委員会組織改正概要	26
	(3) 島根県総合教育審議会の意見	29
	(参考資料)	
○	地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）抜粋	30
○	各取組における主な報告書等一覧	31

1 趣旨

県教育委員会では、少子高齢化の進行や情報化社会の進展、家庭環境の多様化と地域の教育力の変化など、子どもをとりまく教育環境が大きく変わる中で、島根がめざす子どもの教育の基本的な方向や考え方を明らかにするため、「しまね教育ビジョン21」を平成15年度に策定（平成19年度改訂）しました。

平成19年6月に、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」が改正され（平成20年4月1日施行）、各教育委員会は毎年その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を議会に提出するとともに、公表することとされました。

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）」

（教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等）

第27条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第1項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第3項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

県教育委員会では、総合教育審議会の意見を得て、「教育委員会の点検・評価」（以下「点検評価」という。）を実施し、本報告書にまとめました。

2 点検評価の構成

(1)項目

点検評価の対象を「しまね教育ビジョン21」の施策とし、第2章各論の6つの施策ごとに点検評価をします。

(2)取組の基本的な考え方

「しまね教育ビジョン21」の各「施策の具体的な取組」ごとに【基本的な考え方】を記載します。

(3)平成19年度の取組の概要

「施策の具体的な取組」に対応する19年度に実施した主な取組の実施状況、成果等を記載します。

(4)数値目標項目

数値目標を定めている項目について、進捗状況を記載します。

(5)評価、今後の対応

取組の概要や進捗状況を踏まえ、施策の評価、今後の対応を記載します。

(6)その他

この報告書のほか、別途、議会に提出した「予算執行の実績並びに主要施策の成果」のうち該当部分についても、点検・評価の結果に関する報告書とみなすものとします。

3 点検評価項目

施策	具体的な取組	
1 心身の健康を大切に した教育の推進	(1)生活習慣の改善	(ア)望ましい生活習慣の確立 (イ)食育の充実
	(2)体力・運動能力の 向上	(ア)教科体育の充実 (イ)運動部活動の活性化による競技力の向上 (ウ)総合型地域スポーツクラブの育成支援
	(3)心の教育の推進	(ア)道徳教育の推進 (イ)自然や文化を愛し、生命を大切にする心の育成
2 夢を描き、その実現 に向かっていく教育の 推進	(1)学力の向上	(ア)学習内容の理解を深め、一人一人を支援する指導の充実 (イ)家庭での学習習慣の確立 (ウ)幼保小中高が連携した学習指導の推進 (エ)授業力向上のための研修の充実
	(2)キャリア教育の推 進	(ア)職業観・勤労観の形成 (イ)産業界や地域との連携による県内就職の促進
3 創造性や個性の基 礎となる感性を育む教 育の推進	(1)読書活動の推進	(ア)読書習慣の確立 (イ)学校図書館の充実と活用の推進
	(2)文化活動の活性 化	(ア)文化に親しむ機会の確保 (イ)地域社会と連携した文化部活動の推進
	(3)ものづくり活動の推 進	(ア)小・中学校におけるものづくり活動の推進 (イ)専門高校における人材の育成
4 互いの人権を尊重 する教育の推進	(1)人権を尊重する教 育推進のための基盤 整備	(ア)人権を尊重した学校づくりの推進 (イ)人権意識を高めるための指導の充実
5 地域への愛着と誇り を育む教育の推進	(1)学校・家庭・地域 の連携協力による教 育力の充実	(ア)ふるさと教育の推進 (イ)放課後の子どもの居場所づくりの推進 (ウ)公民館活動の充実による「地域力」醸成 (エ)社会教育主事の専門性を生かした「学社 連携・融合」の推進
	(2)社会教育の振興に よる生涯学習社会の 実現	(ア)生涯学習推進センターにおける指導者養 成機能の強化 (イ)社会教育施設・青少年教育施設における 学習支援機能の充実
6 すべての子どもたち の学びを支える取組 の推進	(1)不登校の子どもに 対する取組の充実	(ア)教職員の資質向上を図る研修の充実 (イ)組織的な支援体制の充実 (ウ)教育相談体制の充実 (エ)多様な学びの場や居場所の充実
	(2)特別支援教育の充 実	(ア)一人一人の教育的ニーズに応じた指導の充実 (イ)社会的・職業的自立の促進 (ウ)特別支援学校のセンター的機能の充実

4 数値目標項目

取組等 (2頁参照)	数値目標項目	対象校	改訂時数値 (平成19年3月)	平成19年度 数値(実績)	平成23年度 数値(目標)
1-(1)-(7)	朝食を毎日とる児童生徒の割合	小学校	96.8%	96.8%	100.0%
		中学校	90.0%	90.0%	95.0%
1-(2)-(7)	親世代(昭和50年を100とした場合)との体力比較	中学2年生	95.0	95.0	96.0
1-(2)-(1)	全国大会における入賞数(ベスト8以上)		40	40	42
1-(2)-(9)	総合型地域スポーツクラブ設置市町村数		6	6	21
1-(3)-(1)	体験学習を実施した学校の割合	小学校	95.5%	95.5%	100%
2-(1)-(7)	全国学力調査・学習状況調査において、全国を100とした時の県の値	小学校	99.6	99.6	103
		中学校	101	101	103
2-(1)-(1)	学校以外で、1日60分以上学習している児童生徒の割合	小学6年生	46.5%	46.5%	60%
		中学3年生	43.4%	43.4%	60%
2-(2)-(7)	就職を希望する高校生の就職率	高校	95%※	96.4%	100%
2-(2)-(1)	就職をした県立高校生のうち県内就職者の割合	高校	60.3%※	63.9%	70%
3-(1)-(7)	1日に30分以上読書をする子どもの割合	小学6年生	34.6%	34.6%	60%
		中学3年生	28.8%	28.8%	50%
3-(1)-(1)	学校図書館図書標準を達成している学校の割合	小中学校	21%	21%	50%
4-(1)-(7)	異校種間での人権・同和教育の公開授業実施率		57%	57%	100%
5-(1)-(7)	「学社連携・融合」によるふるさと教育を実施した公立小中学校の割合	小中学校	100%	100%	100%
5-(1)-(1)	「放課後子どもプラン」に取り組む市町村の割合		62.0%	62.0%	100%
5-(2)	講座の受講、講演会への参加、習い事、自主学習などの生涯学習に取り組んでいる人の割合		34.2%	34.2%	50.0%
6-(1)	不登校児童生徒数の割合		1.64%※	1.46%	1.30%

※「就職を希望する高校生の就職率」「就職をした県立高校生のうち県内就職者の割合」「不登校児童生徒数の割合」については、18年度実績数値を記載しています。

5 しまね教育ビジョン21 取組状況の点検・評価

施策1 心身の健康を大切にした教育の推進

《 施策の具体的取組 》

(1) 生活習慣の改善

【 基本的な考え方 「しまね教育ビジョン21」より 】

子どもが健やかに成長する上で、健康の三原則である「バランスのとれた食事」「十分な休養と睡眠」「適度な運動」が生活習慣として確立していることが大切です。

今日、子どもを取り巻く社会の状況は、夜型社会、過剰なメディア接触、食の崩壊など、必ずしも健全な状態とは言えません。こうした状況にあって、「生活習慣」について自ら考え、判断し、行動できる力を育むことが重要です。子どもの生活習慣の形成は、子どもの生活のより所である家庭において第一義的に取り組むべきものと考えますが、学校においても、家庭や地域と連携しながら積極的に推進します。

(ア) 望ましい生活習慣の確立

【 平成19年度の取組の概要 】

- ・ 施策の推進を図る組織として「健康づくり推進室」を設置した。
- ・ 生活習慣の改善を図るため「生活習慣改善フォーラム」を益田市、松江市の2会場で実施した。参加人数は何れの会場も定員の80%前後と多数の参加があったが、参加者の内訳を見ると、教職員が50%、保護者が約15%、保育士が約11%という状況である。今後は、保護者の参加及び啓発をどのように進めていくかが課題である。
- ・ 保育所、幼稚園、小・中学校の全教職員、及び県立学校等に『生活習慣改善実践事例集』を配布し、学校等での活用、家庭への啓発を働きかけた。 (保健体育課)

数値目標項目		改訂時数値	平成19年度	平成23年度
		(平成19年度)	数値(実績)	数値(目標)
朝食を毎日とる児童生徒の割合	小学生	96.8%	96.8%	100.0%
	中学生	90.0%	90.0%	95.0%

全国平均(平成18年度) 小学生 89.1%
中学生 83.7%

(イ) 食育の充実

【 平成19年度の取組の概要 】

・ 「食育研修」(全小・中学校、県立学校の担当者が参加)「栄養教諭研修」を充実させたことにより、「食に関する指導」は、小学校で99.2%、中学校で89.4%実施された。小学校の「食の学習ノート」活用率も98.8%と高い。また、「食に関する指導の全体計画」「食に関する指導の年間指導計画」の策定率も向上している。「朝食を毎日とる児童生徒の割合」も小・中学校とも90%を越えている。

・ 学校給食の中で地場産物を「生きた教材」としてとりあげ、食に関する指導を行っている。地場産物の利用の割合は31.3%であり、国の目標値である30%を超えている。 (保健体育課)

《 施策の具体的取組 》

(2) 体力・運動能力の向上

【 基本的な考え方 「しまね教育ビジョン21」より 】

交通手段の発達など生活利便性の向上、外遊びやスポーツの機会の減少、生活習慣の乱れなどを背景として、子どもの体力・運動能力に低下傾向が見られます。

このため、子どもが自発的・自主的に運動に取り組むことができる授業づくりを進めるとともに、子どもが競技スポーツに取り組む中で切磋琢磨することは、何事にも挑戦する強い精神力を養うとともに、自己の持つ、優れた資質や能力を開花させ、自己実現を目指すものであり、心・技・体の調和のとれた人間形成に資することから、運動部活動の活性化を図ります。

また、各地域において、子どもから高齢者までが様々なスポーツに親しむことができる環境の整備を図ります。

(ア) 教科体育の充実

【 平成19年度の取組の概要 】

・体力テストの結果をみると、小学生では8種目行い、概ね8割の結果が全国平均値を超えているが、学年が上がるにつれ、全国平均値を上回る種目が少なくなっていく傾向がある。

・小学校の体育では、子ども自身が目標の設定や課題選択、活動を決定する「めあて学習」を取り入れた授業を実施している。中学校、高等学校の小規模校を除くほとんどの学校で選択制授業を取り入れている。

・児童生徒の体力向上のため、「しまねっ子！元気アップ・プログラム」を実施し、運動への興味付けを行っている。さらに「しまねっ子！元気アップ・カレンダー」を作成し、活用を呼びかけた。
(保健体育課)

数値目標項目	改訂時数値	平成19年度	平成23年度
	(平成19年度)	数値(実績)	数値(目標)
親世代(昭和50年を100とした場合)との体力比較	95.0	95.0	96.0

(全国平均(平成18年度)97.3%)

(イ) 運動部活動の活性化による競技力の向上

【 平成19年度の取組の概要 】

・「島根県スポーツ競技力向上計画」にもとづき、全国レベルで活躍する選手の育成を目指し、長期競技力育成事業や中・高校生選手強化事業を継続実施した。

・高校には特別体育専任教員を配置し、特定の競技種目の普及強化と地域普及を図るとともに、運動部の活性化と競技力の向上を図るため、新たにスポーツ推進教員を配置した。

・運動部活動外部指導者派遣事業には、予定数を超える希望があった。また、外部指導者は、派遣先の学校の外部コーチとして各種競技大会でベンチに入るなどして、チームを支援し、チーム力の向上につながっている。

・全国大会での入賞数は、前年度と同等の実績を維持することができた。(保健体育課)

数値目標項目	改訂時数値 (平成19年度)	平成19年度 数値(実績)	平成23年度 数値(目標)
全国大会における入賞数(ベスト8以上)	40	40	42

(ウ) 総合型地域スポーツクラブの育成支援

<p>【平成19年度の取組の概要】</p> <p>・各市町村の総合型地域スポーツクラブの設立・育成の取り組みを支援するため、しまね広域スポーツセンターを中心に、講習会の開催や啓発説明会、担当者への相談活動、センター便り、リーフレットの発行およびホームページなどの情報発信を行った。</p> <p style="text-align: right;">(保健体育課)</p>

数値目標項目	改訂時数値 (平成19年度)	平成19年度 数値(実績)	平成23年度 数値(目標)
総合型地域スポーツクラブ設置市町村数	6	6	21

《 施策の具体的取組 》

(3) 心の教育の推進

【基本的な考え方 「しまね教育ビジョン21」より】

近年の急速な少子化や核家族化などに伴う子どもの人間関係の希薄化や、自然体験・社会体験の機会の減少、家庭や地域の教育力の低下など、子どもをとりまく社会の状況は急激に変化しています。

このような中で、子どもの規範意識や善悪を判断する力、忍耐力や自他の生命を大切にする心、社会性や他人を思いやる心などが十分に育まれていないと懸念されています。

子どもが将来にわたり、地域社会の一員として充実した生活を送るためには、子どもの豊かな心を育み、自己のあり方やよりよい生き方の実現に向けて、自らが主体的に考え、行動できる態度を身に付けることが重要であり、その指導の実践に当たっては、学校だけでなく家庭と地域が一体となって取組を進める必要があります。

(ア) 道徳教育の推進

<p>【平成19年度の取組の概要】</p> <p>・道徳の時間の充実に努めるとともに、各教科や総合的な学習の時間、特別活動などとの関連を図った取組を積極的に行うなど、全教育活動をとおした道徳教育の推進に取り組んだ。</p> <p>・道徳の時間においては、地域の人材を講師に活用したり、地域を題材にして教師が自ら資料の作成を行うなど、家庭や地域との連携を強化する授業が行われた。</p> <p>・本県の豊かな自然・歴史・文化を活用した多様な体験活動など、教師だけでは伝えることができない感動や地域講師の生き様等を伝えることができ、よりよく生きようとする思いや自分に対する課題意識を高めることができた。</p>
--

・資料の選択、資料提示の工夫、音響や映像の活用など、道徳の時間に多様な指導方法を取り入れることにより、児童生徒が主体的に道徳的価値の自覚を深めることができた。
(義務教育課)

(イ) 自然や文化を愛し、生命を大切にする心の育成

【平成19年度の取組の概要】

・平成19年度に「ふるさと教育」などで体験活動を実施した学校の割合は、95.5%であり、各学校で体験活動が積極的に展開されている。

・文部科学省の委託事業である「豊かな体験活動推進事業」において、推進地域を1地域及び推進校21校を指定し、①体験活動推進地域・推進校、②地域間交流推進校、③仲間と学ぶ宿泊体験教室推進校の3つの体験活動の実践研究を進めた。教育課程に位置づけた効果的な体験活動の在り方等について、実践状況や課題等を把握するとともに、指導・助言を行った。

・また、推進地域及び推進校の創意工夫を生かしながら、体験活動を行うための指導計画の立案、指導内容・指導方法の検討、関係施設や関係機関との連携の在り方等について、指導・助言を行い、各研究推進地域、推進校の研究内容を冊子にまとめ、県内の各学校に配布し、研究成果の普及を図った。
(義務教育課)

数値目標項目		改訂時数値	平成19年度	平成23年度
		(平成19年度)	数値(実績)	数値(目標)
体験学習を実施した学校の割合	小学生	95.5%	95.5%	100%

【施策1「心身の健康を大切にすた教育の推進」の評価、今後の対応】

・学校における「食に関する指導」を含む健康教育の充実により、子どもの生活習慣は改善方向にあると言える。今後は、家庭や地域との連携をより一層深めながら取組を推進する。

・運動部活動外部指導者派遣事業は、指導者リストの充実や外部指導者の選定・活用方法等について充実を図っていく。

・総合型地域スポーツクラブはしまね広域スポーツセンターが中心となり、未設置市町村を重点的に啓発説明会等を展開した結果、設立への取組が進みつつある。今後も設立・育成の取組を支援していく。

・道徳教育に地域の人材が関わっている学校や地域素材を扱った学校は年々増加しているが、まだ十分とは言えない。県内各地で研究指定校が成果をあげている。この成果の普及、啓発等に取り組んでいくなど、今後さらに、各学校に道徳の時間の充実や体験活動の重要性について普及啓発を行う。

・「ふるさと教育」や「豊かな体験活動推進事業」は成果をあげている。これらの事業を継続して実施していくとともに、発達段階に応じた体験活動の在り方等について、これまでの研究成果をまとめ、体験活動の重要性についてより認識を深めながら推進する。

施策2 夢を描き、その実現に向かっていく教育の推進

《 施策の具体的取組 》

(1) 学力の向上

【 基本的な考え方 「しまね教育ビジョン21」より 】

目まぐるしく変化する社会の中で、子どもが将来にわたり主体的な生き方を実現していくためには、学校教育において確かな学力を身に付けることが大切であり、各教科の基礎基本の確実な定着を図るとともに、それらを応用し、自ら考え、判断する力を育成する必要があります。

子どもの学力の向上を図る上で、子どもが知ることや学ぶことの楽しさ、面白さを実感できることが大切です。そのためには、教員の指導力や指導体制に負うところは大きく、子ども一人一人の状況に応じた指導や、わかりやすい授業づくりを進め、子どもの学習意欲を高めるとともに、学習のつまずきを早期に把握し、的確に対応することが必要です。併せて、各種の学力調査結果で明らかになっているとおり、子どもの学習時間を確保することは喫緊の課題であり、家庭との連携を図りながら、家庭での学習習慣を確立します。

また、各学校段階が一体となって学力向上に取り組むことが重要であり、幼稚園・保育所から高等学校までが連携し、継続性をもった教育を実現できるよう努めます。

(ア) 学習内容の理解を深め、一人一人を支援する指導の充実

【 平成19年度の取組の概要 】

- ・調べ学習など、どの教科でも学校図書館を使った学習を取り入れ、課題に応じた資料の集め方なども含め、思考力、表現力、判断力や学ぶ意欲を育てた。
- ・30人学級編制事業やスクールサポート事業により児童一人ひとりに応じたきめ細やかな指導を行うことにより、基礎基本の確実な定着や個性を生かした特色ある教育の充実を図った。
- ・県で行う学力調査や全国学力・学習状況調査の結果を活用した学力向上の取組と各学校の学力向上策と連携して、学習習慣の定着及び学習意欲の向上が図られている。

(義務教育課)(高校教育課)

数値目標項目		改訂時数値 (平成19年度)	平成19年度 数値(実績)	平成23年度 数値(目標)
全国学力調査・学習状況調査において、 全国を100とした時の県の値	小学生	99.6	99.6	103
	中学生	101	101	103

(イ) 家庭での学習習慣の確立

【 平成19年度の取組の概要 】

・島根県学力調査では、家庭等での学習時間について、平成18年度と比較すると、調査対象の小学校3年生～中学校3年生で平日、休日とも学習時間30分以下の割合が下がり、学習時間1時間30分以上の割合が上がっており、全ての学年で学習時間が長く

なっている。

・平成19年度から「確かな学力向上のための環境構築事業」において「学習プリント配信システム」を導入し、各学校に配信するとともに、学校の要望等に基づき、システムの簡便化や内容の充実を図ってきた。その結果、次第に本システムを活用する学校が増え、児童生徒の学習習慣の確立に向けて有効に活用する学校が見られるようになった。一方、小学校は約2割、中学校は約4割の学校において、十分に活用されていない状況があった。その主な要因として、年度当初、印刷に係る費用について、予算措置がなされていなかったことやシステムやプリントの内容について使いにくい面があったこと、他のプリント類やドリルを活用したことなどが考えられる。(義務教育課)

数値目標項目		改訂時数値	平成19年度	平成23年度
		(平成19年度)	数値(実績)	数値(目標)
学校以外で、1日60分以上学習している 児童生徒の割合	小学生	46.5%	46.5%	60%
	中学生	43.4%	43.4%	60%
		全国平均(平成19年度)	小学生 58.2%	中学生 65.2%

(ウ) 幼保小中高が連携した学習指導の推進

【平成19年度の取組の概要】

・幼児教育から中等教育段階まで一貫した学習指導、生活指導、進路指導を行うことにより、教育力を向上させていく取組が進められている。各種連絡会や合同研修会などを開催したり、子どもの交流を実施したりしている。学校において研究授業を行う際には、近隣の学校に参加を呼びかけ、授業について協議する機会を設定している学校も見られる。

・次の学校段階の学習にスムーズに対応できるよう、ほとんどの学校で入学前または入学後に連絡会を持っている。

・研修では、幼小連携講座を新設し、幼稚園の教師を対象に幼小連携の必要性や学びをつなぐための演習等を実施し、受講者からは高い評価を得た。

・中学と高校の間で、教科指導や生徒指導などについて研究するため、「中高連携推進研究校」を指定した。指定校では授業研究や教材の作成、生徒の交流などを行い、学力の向上や中高6年間を見通した学習指導の改善を目指した取組が行われた。

(義務教育課)(高校教育課)

(エ) 授業力向上のための研修の充実

【平成19年度の取組の概要】

・県学力調査及び全国学力・学習状況調査の結果を踏まえ、島根県検証改善委員会等において学習指導の事例を作成し、授業改善が図られるようにした。

・平成18年度に引き続き授業力向上セミナーを実施した。これは、平成元年から9年に採用された中学校・高校の教諭を対象にしたもので、外部講師の講義・演習等や模擬授業の実施により、教科の指導力の向上を図った。受講者に対する事後アンケートによ

ると、研修内容を生かした実践や成果の普及がなされている状況が見られた。

- ・教科の指導力の向上を図るため、県立高校に勤務する中堅教員（英語、数学など5教科6名）を県外の優れた教員のもとや予備校の実施する研修に派遣した。
- ・複式教育に携わる教員を対象に、一週間にわたって小学校複式教育講座を実施した。複式教育の実情や理論を学び、さらには複式学級で実際に授業を行った。

(義務教育課) (高校教育課)

《 施策の具体的取組 》

(2) キャリア教育の推進

【 基本的な考え方 「しまね教育ビジョン21」より 】

今日、若者の職業観・勤労観の希薄化や、中途退学・早期離職率の高さ、フリーターやニートと呼ばれる若者の増加等が社会問題となっています。

子どもが将来の夢や目標をもち、自ら考え、適切な進路を選び、社会人・職業人としてたくましく自立していくことができるよう、学校では、子どもの発達段階に応じて、働くことへの意欲を高めていくことが重要です。

(ア) 職業観・勤労観の形成

【 平成19年度の取組の概要 】

・職業観・勤労観の形成に向けて、すべての小中学校で、職場見学や職場体験などに取り組んでいる。キャリア教育実践プロジェクトでは、3市町6校の中学校で5日間の職場体験等を実施した。

・県立高校において、1. 2年生を対象とした企業見学（16校 1395名参加）、2年生を対象としたインターンシップ（21校 2013名参加 736事業所）、生徒や保護者を対象とした職業意識啓発セミナー（21校 30回開催）などの取組を行い、職業や働くことに対する意識や理解を高め、社会人・職業人としてたくましく自立していくことができるようキャリア教育の充実を図った。

※ インターンシップ ～ 事業所での就業体験

(義務教育課) (高校教育課)

数値目標項目	改訂時数値 (平成18年度)	平成19年度 数値(実績)	平成23年度 数値(目標)
就職を希望する高校生の就職率	95%	96.4%	100%

(全国平均(平成19年度) 94.7%)

(イ) 産業界や地域との連携による県内就職の促進

【 平成19年度の取組の概要 】

・企業見学やインターンシップなどにより県内の企業に対する理解を深めるとともに、就職希望者を対象とした就職ガイダンス（8月に松江市・浜田市で開催 生徒・保護者計291名参加）や未内定者を対象とした就職説明会（12月に松江市で開催）を実施し、県内就職の促進に努めた。

・商業高校においては、生徒が中心となって Web 店舗「だんだんドットコム」や「出

商デパート」の運営を行ったり、広島市で1月に開催された「島根ふるさとフェア」で県産品の販売を行うなど、仕入れや販売に関する実践的な実習を実施した。

(高校教育課)

数値目標項目	改訂時数値 (平成18年度)	平成19年度 数値(実績)	平成23年度 数値(目標)
就職をした県立高校生のうち県内就職者の割合	60.3%	63.9%	70%

(全国平均(平成19年度) 78.9%)

【 施策2「夢を描き、その実現に向かっていく教育の推進」の評価、今後の対応 】

- ・各学校において、全国学力・学習状況調査や島根県学力調査の結果等を踏まえ、自校の学習指導に関する分析や検証を行い、その改善に努めている。児童生徒一人一人に応じたきめ細かな指導や教員の指導力向上のための研修の充実をさらに図っていく。
- ・家庭での学習習慣づくりについて、引き続き、学校と家庭とが連携した取組を進めるとともに、「学習プリント配信システム」を有効に活用している学校の実践事例を紹介するなど、県内の各学校への普及を行っていく。また、市町村教育委員会に対しては、引き続き、予算措置等、各学校への支援を要請していく。
- ・各市町村や学校での保幼小中高連携の取組への支援をさらに充実していく。
- ・幼小連携講座を小学校の教員を含めた講座に拡大し、幼保小連携の理解をより一層深め、具体的な推進が図られるようにする。
- ・学校全体で、計画的で見通しをもった教育活動が展開されている。引き続き、学校と家庭との連携の下で、児童生徒一人一人に応じた指導の充実を図る。
- ・高校生の県内就職率は、平成19年度(平成20年3月)は、上昇に転じ63.9%となった。今後は、地域の産業や企業に対する理解を深める取組や地域や産業界と連携した受け皿の確保を一層推進するため、新たに学校・企業連絡会を開催したり、「産・学・官」の連携による産業人材の育成を強化する。

施策3 創造性や個性の基礎となる感性を育む教育の推進

《 施策の具体的取組 》

(1) 読書活動の推進

【 基本的な考え方 「しまね教育ビジョン21」より 】

個人の自由が尊重され、価値観が多様化する現代社会にあって、生涯にわたり主体性をもって豊かな人生を送るためには、自らが知的好奇心を持って考え、判断する力を養うことが必要です。このため、子どもの発達段階に応じ、読書活動を通じて、多様な考え方や生き方があることを知るとともに、先人たちの様々な経験や知恵に学ぶことにより、知性や感性を高め、豊かな創造力を育むことは極めて重要です。また、読書は、文章で表現された様々な考え方や主張を読み解き、自らの考えを築いていく営みでもあり、読解力や思考力、表現力の向上につながるものです。

このような意義を有する読書活動の推進に向けて、「島根県子ども読書活動推進計画」（平成13年12月に公布・施行された「子どもの読書活動の推進に関する法律」に基づき、平成16年3月に県教育委員会が策定した計画）を踏まえ、学校、家庭、地域、公立図書館、公民館などの連携協力を図りながら取り組んでいきます。

(ア) 読書習慣の確立

【 平成19年度の取組の概要 】

- ・読書習慣は、学校での朝読書などを通して身に付きつつある。また、学校図書館の充実のため、小中学校352校のうち、12学級以上のすべての学校に司書教諭を配置（79校）し、また市町村においては学校司書が29校に配置されている。
 - ・学校図書館ボランティアによる読み聞かせや図書資料の整理、貸出をするなどの活動が行われている。（243校）。
 - ・昨年度行った「読書活動の調査」の結果によると、朝読書はほとんどの小中学校で実施されている。また、多くの学校では、読み聞かせやブックトークなど、ボランティアと連携をして、読書に親しむ機会を工夫している。
 - ・市町村で司書を配置しているところはまだ少ないが、学校図書館支援センター事業を受けている地域では司書が配置され、学校図書館を活用した学習が積極的に行われている。
- (義務教育課)

数値目標項目		改訂時数値	平成19年度	平成23年度
		(平成19年度)	数値(実績)	数値(目標)
1日に30分以上読書をする子どもの割合	小学生	34.6%	34.6%	60%
	中学生	28.8%	28.8%	50%
		全国平均(平成19年度)	小学生 39.4%	中学生 30.0%

(イ) 学校図書館の充実と活用の推進

【平成19年度の取組の概要】

- ・言語の力を向上させるためには、学校図書館を活用した授業などをどの教科でも行っていく必要があり、「国語力向上モデル事業指定校」の取組を参考にしながら、国語力を向上する授業についての研修に取り組んだ。
- ・国語力向上のための取組を推進する「国語力向上推進協議会」を2回行い、「国語力向上モデル事業」指定校の授業をもとに、学校図書館を活用した読書活動の推進に努めた。
(義務教育課)(高校教育課)

数値目標項目		改訂時数値 (平成19年度)	平成19年度 数値(実績)	平成23年度 数値(目標)
学校図書館図書標準を達成している学校の割合	小中学校	21%	21%	50%
		全国平均(平成18年度)	小学生	40.1%
			中学生	34.9%

《 施策の具体的取組 》

(2) 文化活動の活性化

【基本的な考え方 「しまね教育ビジョン21」より】

文化は、創造力や表現力を高めるとともに、心のつながりや相互に理解し合う気持ち、多様性を受け入れることができる「豊かな心」を育むものであり、子どもが健やかに成長していく人格形成期において極めて大切です。このため、地域社会の協力も得ながら、文化活動の活性化を図ります。

(ア) 文化に親しむ機会の確保

【平成19年度の取組の概要】

- ・文化庁や文化団体と連携し、児童生徒に対して芸術文化に親しむ機会を提供したほか、多くの学校では、次のように多様な文化に接する機会を設けた。
- ・ふるさと教育や総合的な学習の時間を活用し、地元の方を講師に招いて、神楽や和楽器、地域の伝統芸能などの鑑賞を行ったり、演奏の指導を受けた。
- ・学んできた成果を学校や地域の文化祭の場を利用して発表した。
- ・地元の劇団員から演劇の指導を受け、劇を作って上演を行ったり、音楽指導者から楽器の基礎的な演奏の仕方を学び、それを生かして合奏するなど、現代の文化に直接触れる取組もあった。
(義務教育課)

(イ) 地域社会と連携した文化部活動の推進

【平成19年度の取組の概要】

- ・全国高等学校文化連盟、島根県高等学校文化連盟等との共催により、第31回全国高等学校総合文化祭(島根大会)を開催した。開催部門：23部門、参加校数：2,80

5校、参加生徒数：18,886人

・中学生の文化祭「アートフェスティバル2008（舞台の部、展示の部）」を開催した。参加校：5部門10校（舞台の部）

・中学校・高校の文化部活動を対象に、学校長から推薦を受けた社会人指導者を派遣し、実技指導を行った。派遣校：20校、派遣指導者：30人、派遣回数：572回

・第7回全国中学校総合文化祭（展示の部）に、県内の大会で選抜された優秀作品を出品参加した。出品作品：34（版画、書道）

・弦楽クラブに所属する中学生が一堂に会して社会人講師の指導を受ける合同練習会を開催するとともに、成果発表の場として中学生・高校生による合同演奏会を開催した。参加校：中学校3校、高校5校

・全国高等学校総合文化祭（島根大会）の誘致・開催を契機に、学校文化活動は盛り上がりを見せた。
(生涯学習課)

《 施策の具体的取組 》

(3) ものづくり活動の推進

【 基本的な考え方 「しまね教育ビジョン21」より 】

団塊の世代の大量退職などにより、ものづくりの技術・技能の継承が危ぶまれています。地域の経済の発展を維持するためには、産業を支える技術や技能水準の向上を図るとともに、若年者の技術・技能労働者を確保し、育成することが重要な課題です。

そのため、子どもの発達段階に応じ、ものづくりの楽しさや面白さを体験させるとともに、ものを大切にする心を育てていきます。また、この取組を通じて、地域のものづくりを支える専門的職業人の育成につなげていきます。

(ア) 小・中学校におけるものづくり活動の推進

【 平成19年度の取組の概要 】

・ものづくり体験教室事業に県内14校が参加し、優れた技能士の技を見たり聞いたりして、中学生がものづくりの楽しさを体験し、ものづくりに対する意識や技能への関心を高めることができました。また、専門高校生が小学校や中学校で出前授業を行い、ロボットや電気製品などについて学習し、ものづくり活動を行った。

・ふるさと教育の一貫として、地域の伝統工芸に取り組んでいる人との交流を通して、ものづくりに触れるとともに、子ども自らも、ものづくり活動に取り組んだ。

(義務教育課)

(イ) 専門高校における人材の育成

【 平成19年度の取組の概要 】

・産業教育フェア参加支援事業により、専門高校9校に支援を行い、ロボット競技大会では、常に上位の成績を修めている。

・専門校高等に学ぶ生徒の学習意欲を高めるとともに資格の取得を通じて技術の習熟を図るため、職業資格取得者等顕彰制度を設け、平成19年度は、高度な資格を取得した

【 施策3「創造性や個性の基礎となる感性を育む教育の推進」の評価、今後の対応 】

- ・学校での読書習慣は根づきつつある。家庭での読書時間は少ない状況が見られる。公共図書館、地域、家庭とも連携して、家庭での読書習慣の確立に取り組んでいく。学校図書館を活用した学習の取り組みを広く紹介し、啓発を行っていく。
- ・今後も芸術文化の鑑賞・体験の機会を充実するために、ふるさと教育や総合的な学習の時間を活用していく。
- ・文化部活動については、少子化による影響など、学校文化活動を取り巻く環境は厳しさを増していることから、学校や地域・文化団体等と連携し、活動成果の発表機会の提供や社会人指導者の活用による活動水準の維持・向上を図っていく。
- ・小中学校では、ものづくり活動の輪が広がるよう努める。また、優れた技能士の技を直接、見たり体験したりしてもものづくりに対する意欲を高める。
- ・専門高校では人材育成について、産業教育フェア参加支援事業や職業資格取得者等顕彰制度などの成果があがってきているところであり、引き続き支援を充実していく。

施策4 互いの人権を尊重する教育の推進

《 施策の具体的取組 》

(1) 人権を尊重する教育推進のための基盤整備

【 基本的な考え方 「しまね教育ビジョン21」より 】

真に一人一人の人権が尊重される社会の実現を目指し、子どもの発達段階を踏まえ、地域の実情に応じて、人権教育を推進することが大切です。そのためには、教職員の人権意識を高め、子どもや保護者の意見を大切にした学校運営を進めるとともに、これまでの同和教育の成果を踏まえ、各学校段階の連携により、長期的な視点から人権教育を進めるとともに、家庭や地域、関係機関との連携により、総合的な視点から人権教育を推進します。

(ア) 人権を尊重した学校づくりの推進

【 平成19年度取組の概要 】

- ・管理職研修、人権・同和教育主任研修及び学校への訪問指導などで、スクールセクハラ、同和問題など具体的な人権課題を取り上げるとともに、保護者・児童生徒の声を反映した学校づくりが推進されるよう取り組んだ。
- ・同和問題や子どもの人権等を取り上げた教職員研修、保護者研修が実施されている。人権・同和教育の授業公開は小・中・高・特別支援等の異校種間で県内57%の学校で実施され、発達段階を踏まえ、継続的な教育を進めるための体制づくりが行われ、地域や関係機関への授業公開も徐々に広がってきている。
- ・また、子どもや保護者の意見を十分反映させるため、小中高各校種の約8割の学校で生徒、保護者を対象とした意識調査を実施している。(人権同和教育課)

数値目標項目	改訂時数値 (平成19年度)	平成19年度 数値(実績)	平成23年度 数値(目標)
異校種間での人権・同和教育の公開授業実施率	57%	57%	100%

(イ) 人権意識を高めるための指導の充実

【 平成19年度取組の概要 】

- ・文部科学省が公表した「人権教育の指導方法等の在り方について(第二次とりまとめ)」に基づき、知識的な理解のみでなく、自他を大切にする態度、自分の思いを適切に伝えることができるコミュニケーション能力等を育むことの重要性を各種研修の場で強調するとともに、研究指定校の研究実践に反映されるよう取り組んだ。
- ・全教育活動を通じて、人権意識を高めるための指導の工夫が行われた。中でも、小中学校の9割が、よりよい児童生徒集団づくりのために異年齢交流や全校活動を実施している。また、高齢者や障害者との交流も積極的に行われており、そのような活動の中で自他を大切にする態度や、コミュニケーション能力が高められている。

(人権同和教育課)

【 施策4「互いの人権を尊重する教育の推進」の評価、今後の対応 】

- ・教職員研修の実施や指導資料、啓発資料の作成や活用等により、教育基盤整備や指導の充実に努め、子どもたちの人権を守り、進路を保障する取組の推進がなされている。
- ・子どもや保護者の実態や願いを大切にした学校づくりのために意識調査・学校評価などで実態や願いを把握することの重要性を継続的に指導していく。
- ・また、知識的な理解だけでなく、自他を大切にする態度、自分の思いを適切に伝えることができるコミュニケーション能力等を育むことの重要性についても、各種研修の重点内容として扱い、実践的な行動へつながるような人権意識の高揚に取り組む。

施策5 地域への愛着と誇りを育む教育の推進

《 施策の具体的取組 》

(1) 学校・家庭・地域の連携協力による教育力の充実

【 基本的な考え方 「しまね教育ビジョン21」より 】

家庭は、子どもに基本的な生活習慣や規範意識などを身に付けさせ、心身の調和のとれた発達を促す上で第一義的な責任を負っていますが、少子化、核家族化、価値観の多様化、雇用の流動化など、社会の大きな変化の中で、教育力の低下が懸念されています。

また学校は、いじめ、不登校、学力・体力の低下、生活習慣の乱れなど、様々な教育課題に対応しており、一人一人の子どもや保護者と向き合う十分な時間を確保することが困難となってきました。

そして地域社会は、かつては濃密な人間関係を背景として日常生活の営みの中に教育力を宿していましたが、今やその力が低下しつつあり、地域全体で子どもを育む仕組みを意図的に再構築していく必要に迫られています。

このような現状を打開するためには、学校・家庭・地域が、それぞれの役割と責任を十分自覚するとともに、互いに信頼しあえる関係を築きながら、社会総がかりで教育力を充実していく必要があります。

(ア) ふるさと教育の推進

【 平成19年度の取組の概要 】

- ・県内の全ての公立小・中学校・全学年・全学級において総合的な時間等を使って年間3.5時間以上のふるさと教育を実施した。
- ・児童生徒は、地域の「ひと・もの・こと」に関心を持ち、これまでとは違った視点でふるさとを見ることができるようになり、意欲的に学習に取り組む姿勢も見られた。
- ・学校は、教師が地域を知り地域に学ぼうとする姿が見られ、地域の教育資源を生かした特色ある教育活動が展開されるようになった。
- ・地域は、学校を身近に感じ、より多くの人々が学校に関わるようになった。また、大人にとってもふるさとの良さを再発見する機会となった。(義務教育課)(生涯学習課)

数値目標項目		改訂時数値 (平成19年度)	平成19年度 数値(実績)	平成23年度 数値(目標)
「学社連携・融合」によるふるさと教育を実施した公立小中学校の割合	小中学校	100%	100%	100%

(イ) 放課後の子どもの居場所づくりの推進

【 平成19年度の取組の概要 】

- ・「放課後子どもプラン」の策定を市町村に働きかけながら、子どもの居場所づくりを推進するために、県放課後子どもプラン推進委員会及び放課後子どもプランに関わる事

業関係者の研修会を開催した。

・推進委員会については、3回開催し、県の基本方針を策定することができた。

・研修会については、コーディネーター等を対象とした研修を県内2か所で開催した。

また、安全管理員等を対象とした研修を1回目を県内5か所で、2回目を県内2か所で開催した。アンケート等によると内容については概ね好評であり、事業推進に向けて大きな役割を果たした。

(生涯学習課)

数値目標項目	改訂時数値 (平成19年度)	平成19年度 数値(実績)	平成23年度 数値(目標)
「放課後子どもプラン」に取り組む市町村の割合	62.0%	62.0%	100%

(ウ) 公民館活動の充実による「地域力」醸成

【平成19年度の取組の概要】

・平成19年度から取り組む「実証！「地域力」醸成プログラム事業」における企画プレゼンテーション大会参加24件中、モデル公民館採択数12件であった。県内の各地域においてモデル的な取組を実践し、新聞や広報紙等で紹介された。

・このことにより、公民館の存在・役割について再確認する動き（市町村）や地域住民の公民館を活用した課題解決の場が広がってきている。

(生涯学習課)

(エ) 社会教育主事の専門性を生かした「学社連携・融合」の推進

【平成19年度の取組の概要】

・7市4町へ19名の地域教育コーディネーターを派遣した。学校現場を熟知した教員であり、かつ社会教育主事資格を持つ地域教育コーディネーターは、それぞれの市町村の特色に応じた連携体制づくりや、ふるさと教育の推進、居場所づくりの推進、「地域力」醸成プログラム等を推進する上で、市町村教育委員会にとって貴重な戦力になるとともに、県と市町村が連携した施策を推進するうえでも大きな効果を発揮している。

(生涯学習課)

《 施策の具体的取組 》

(2) 社会教育の振興による生涯学習社会の実現

【基本的な考え方 「しまね教育ビジョン21」より】

県民が、生涯にわたる学習を通じて自己実現を目指すとともに、学習の成果が社会生活にかされる生涯学習社会の実現を目指します。

そのためには、個人の興味・関心に基づく自発的学習を待つだけでなく、社会教育施設（公民館、図書館、生涯学習推進センターなど）における学習支援機能の充実強化により、県民の学習活動を積極的に誘発するとともに、その成果を地域課題の解決に向けた実践活動に結びつけるなど、地域社会への主体的な参画を支援していくことが必要です。

(ア) 生涯学習推進センターにおける指導者養成機能の強化

【平成19年度の取組の概要】

- ・生涯学習センターにおける指導者養成・研修機能の強化を図るとともに、学習支援プログラムの開発等を行った。
- ・指導者養成研修については、参加型学習の導入及び、島根大学生涯学習教育研究センターとの共催事業のモデル実施等により、さらなる強化を図った。
- ・また、公民館職員等のニーズに応え、指導者向けのマニュアルである「しまね学習プログラム～親学編～」の開発に取り組み、試行版を発行した。今後は、改善を重ね完成版を発行する。
(生涯学習課)

(イ) 社会教育施設・青少年教育施設における学習支援機能の充実

【平成19年度の取組の概要】

- ・社会教育施設等における学習支援機能の充実のためには、専門的力量を有する人材の配置が重要であり、社会教育施設等（図書館等）に必要な司書や社会教育主事を配置し、学習支援の向上に努めた。
(生涯学習課)

数値目標項目	改訂時数値 (平成19年度)	平成19年度 数値(実績)	平成23年度 数値(目標)
講座の受講、講演会への参加、習い事、自主学習などの生涯学習に取り組んでいる人の割合	34.2%	34.2%	50%

【施策5「地域への愛着と誇りを育む教育の推進」の評価、今後の対応】

- ・子どもたちがふるさと島根に愛着と誇りをもち、地域に主体的に参画していく力を育むため、開かれた学校づくりの取組、学校を地域が支援する取組、地域と学校を結びつける人材の育成など、引き続き推進する。
- ・今後は、地域の創意工夫を生かすという原点を大切にしながらも、ふるさと教育の方法論に関する事例収集・分析を進め、その成果を教育現場へ還元したり、地域の指導者、ボランティア等の人材発掘を円滑に進めるために、人材バンクの機能を担っている公民館活動との連携を強化していく。
- ・放課後子どもプランについて、市町村のプラン実施計画等の策定への働きかけに取り組む。
- ・「実証！「地域力」醸成プログラム事業」は事業創設から間もないため、具体的成果を生み出す途上にある。「地域の教育力」の基盤となる「地域力」醸成の気運を高める事業として推進していく。
- ・様々な教育課題に対応するためには学校、家庭、地域社会の連携・協力関係を再構築する必要がある。そのため、それぞれの地域の実情の中で、実際に三者の連携・協力関係を具体的に組み上げる実践活動を幅広く展開していく必要があり、社会教育主事の専門性を生かしながら「学社連携・融合」を推進していく。
- ・社会教育施設・青少年教育施設については、今後、指導者養成機能、学習支援機能の充実に努める。

施策6 すべての子どもたちの学びを支える取組の推進

《 施策の具体的取組 》

(1) 不登校の子どもに対する取組の充実

【 基本的な考え方 「しまね教育ビジョン21」より 】

学校は本来、児童生徒にとって安心できる場であり、楽しい場でなければなりません。

また、友だちとともに学ぶ楽しさを知り、達成感を味わい、自分の可能性を見出していく場でもあります。

しかし、いじめやインターネット等による誹謗中傷、体罰などの人権侵害、また、過度の競争意識や画一的な価値観などがもたらす緊張感・息苦しさ等がある場合には、そうした安心できる居場所や学びの場とならず、そのことが不登校を生み出す要因の一つと考えられます。

このような課題の解決に向けて、家庭や関係機関の理解と協力を得ながら、学校が組織的に対応することにより、子どもの「心の居場所」となる学校づくりを行います。

また、学校でのあらゆる教育活動において、子ども一人一人の心身の状況を把握し、きめ細やかな対応が可能となるよう、校内の指導体制や相談体制の充実に努めます。

校外においては、不登校の子どもが学校復帰や社会的自立に向けて安心して、元気をとり戻すことのできる居場所づくりを進めます。

(ア) 教職員の資質向上を図る研修の充実

【 平成19年度の取組の概要 】

・研修会や学校訪問により教員の資質向上を図り、学校が組織的な対応ができるよう指導・助言を行った。「生徒指導危機管理研修」を県内各教育事務所管内の全小・中学校の教員と高等学校特別支援学校の希望者を対象として、2日間実施し、生徒指導における人間関係づくりについて講義や体験的な演習を実施した。グループ別協議で具体的な方法を協議し、提案書としてまとめる活動を行うなど、不登校についての専門的・実践的な研修を行い、教職員の不登校児童生徒に対する支援の知識や技能の向上を図った。

(義務教育課)

(イ) 組織的な支援体制の充実

【 平成19年度の取組の概要 】

・平成19年度より、各教育事務所に配置している生徒指導専任主事を7名増員し、12名体制とし、市町村教育委員会を中心とした学校への指導支援体制を充実した。

・県内の全学校（小・中・高・特）の生徒指導主任・主事を対象として、生徒指導の諸課題について研究協議、情報交換を行うとともに、校種間の連携を図った。各生徒指導研修において不登校対応のあり方を継続的に取り上げ、教職員の不登校児童生徒に対する支援の知識や技能が向上を図った。

・教育相談体制の整備や関係機関との連携等についての課題別分科会や実践発表を行

い、問題行動等の予防と解決、児童生徒の健全育成に向け、地域のネットワークづくりを踏まえた実践的な取組を行うよう努めた。(義務教育課)

(ウ) 教育相談体制の充実

(A) スクールカウンセラーの配置の推進

【平成19年度の取組の概要】

・不登校に係る主な事業としての教育相談体制の充実事業（スクールカウンセラー配置事業、子どもと親の相談員等配置事業）、安心して過ごせる居場所づくり（心のかけ橋支援事業、教育支援センター補助事業）も成果が現れてきている。小学校73校、中学校102校、高等学校45校にスクールカウンセラーを配置し、児童生徒、保護者、教職員等への不登校、対人関係、不適応の悩み相談対応を総相談件数9,975件実施した。(義務教育課)

(B) クラスサポートティーチャーの配置

【平成19年度の取組の概要】

・生徒指導上の問題を抱えがちな大規模中学校（第1学年の学級数が4学級以上で、かつ1学級の生徒数が31人以上の学校）の1年生に対して、非常勤講師40名を配置し、不登校や問題行動等の対応を行った。(義務教育課)

(C) 子どもと親の相談員の配置

【平成19年度の取組の概要】

・「子どもと親の相談員」を17校、「生徒指導推進協力員」を8校に配置し、様々な問題を抱える児童や保護者から年間1校あたり約100件の相談があり、相談における課題解決の中から、不登校及び問題行動などの早期発見・早期対応や未然防止が図られた。(義務教育課)

(D) 電話による相談体制の充実

【平成19年度の取組の概要】

・「いじめ110番」に対して平成19年度は約900件の電話相談件数があり、いじめ、不登校等の相談に応じ、相談者が気持ちを和らげたり、方向性を見つけるなどの効果があった。
・また、「いじめ110番」の対応時間外に相談があった場合、島根県警が行う24時間対応の「ヤングテレホン」を紹介して連携を図ることにより、電話による相談体制を充実させた。(義務教育課)

(エ) 多様な学びの場や居場所の充実

(A) 教育支援センター等の運営支援

【平成19年度の取組の概要】

・各地域において、不登校児童生徒が家庭、学校以外で学習や活動する場を充実するために各施設への運営支援を行った。平成19年度は新たに3施設（江津市、邑南町、隠岐の島町）に運営支援を行い、県全体で12市町13施設の教育支援センターと民間施設（2施設）に運営支援を行った。（義務教育課）

(B) 家庭に閉じこもっている子どもの支援

【平成19年度の取組の概要】

・家庭に引きこもりがちな児童生徒に対して、家の外に行動範囲を広げられるきっかけとなるよう、安心して過ごせる居場所の提供に取り組んだ。各教育事務所管内ごとに44回開設（隠岐は22回）した。当該児童生徒のニーズに応じた支援環境を設定したことにより、活動に参加する人数が増加したり、活動範囲を広げることになった。（義務教育課）

数値目標項目	改訂時数値 (平成18年度)	平成19年度 数値(実績)	平成23年度 数値(目標)
不登校児童生徒数の割合	1.64%	1.46%	1.3%

(全国平均(平成19年度) 1.20%)

《 施策の具体的取組 》

(2) 特別支援教育の充実

【基本的な考え方 「しまね教育ビジョン21」より】

障害のある子どもの自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、特別支援学校と小中高との連携はもとより、医療・福祉・労働などの関係機関や市町村とも十分な連携協力を図りながら、一人一人の教育的ニーズを的確に把握し、きめ細かな教育を行います。

(ア) 一人一人の教育的ニーズに応じた指導の充実

【平成19年度の取組の概要】

・特別支援教育の推進体制については、県内のすべての地域において、障害のある子どもたち一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導・支援が行なえるようこれまでにすべての小・中・高等学校及び特別支援学校で校内委員会の設置などの体制整備を完了した。
・また、特別支援教育について校内及び関係機関との連絡調整を行うとともに保護者の相談窓口となる特別支援教育コーディネーター（特別支援学校及び小中高の教員）の指名を進めた。
・また、教育事務所ごとに広域特別支援連携協議会を設置するとともに、専門家チームや巡回相談員を置き、学校等への支援体制の整備を行った。また県内全域において市町村特別支援連携協議会や相談支援チームの設置により市町村での支援体制整備を図った。（高校教育課）

(イ) 社会的・職業的自立の促進

【平成19年度の取組の概要】

・特別支援学校で学ぶ生徒の卒業後の社会的・職業的自立の促進するために、労働・医療・福祉等の関係機関と連携した「特別支援学校進路開拓推進事業」を県内すべての特別支援学校において実施した。この事業では、進路開拓などのための協議会や懇談会の開催により各特別支援学校における指導を強化するとともに関係機関と連携しながら生徒の現場実習や進路開拓を行った。(高校教育課)

(ウ) 特別支援学校のセンター的機能の充実

【平成19年度の取組の概要】

・特別支援学校は特別支援教育の専門機関として、障害のある子どもへの総合的な支援について地域のセンター的な役割を果たしていくことが求められている。
・特別支援学校から小・中学校等の要請に応じて学校等に出向いて特別支援学級や通常の学級の担任などに対して助言を行なった。
・また、特別支援学校の教員が、必要に応じて各学校に設置されている校内委員会の協議や校内研修会での講師を勤めることにより、教員の資質向上と相互支援体制の整備を図った。(高校教育課)

【施策6「すべての子どもたちの学びを支える取組」の推進の評価、今後の対応】

・様々な課題を抱える子どもたちへの学びを支える取組を推進した。不登校児童生徒の対応については、それぞれの施策等が有効に機能し始めた。
・スクールカウンセラーの配置などにより学校の問題行動の予防・早期対応等への取組に工夫が見られるようになった。不登校児童生徒の879人のうち、関係機関及び校内の専門的相談(スクールカウンセラー、養護教諭)にもかかっていない児童生徒が185名おり、保護者への周知を徹底するなどの支援が課題である。
・体制が未整備の幼稚園について校内委員会の設置など体制の整備を促進するほか、研修による教職員の資質の向上、これまでに整備された校内委員会の活性化により推進体制の充実を図る。
・発達障害に対して医療と連携した専門的な立場からの指導・助言を行なうことが課題である。
・特別支援学校における進路指導について、今後も新たな職場の訪問や現場実習先の開拓を積極的に進める。

6 その他

(1) 学校概要《平成20年5月1日現在》 ※ ()内は平成19年5月1日現在

学校数・学級数・在学者数・教員数及び職員数一覧

参考：島根の教育

学校種別	区分	学校数			学級数	在学者数			本務教員数			本務職員数	
		本校	分校	計		男	女	計	男	女	計		
幼稚園	国立	1(1)		1(1)	4(5)	52(64)	42(47)	94(111)	1(1)	7(5)	8(6)	0	
	公立	105(105)		105(105)	279(303)	2346 (2548)	2354 (2576)	4700 (5124)	42(42)	433(454)	475(496)	11(11)	
	私立	17(17)		17(17)	53(56)	428(492)	443(486)	871(978)	12(14)	81(80)	93(94)	19(20)	
	計	123(123)		123(123)	336(364)	2826 (3104)	2839 (3109)	5665 (6213)	55(57)	521(539)	576(596)	30(31)	
小学校	国立	1(1)		1(1)	19(18)	223(236)	243(262)	466(498)	15(16)	13(10)	28(26)	2(2)	
	公立	245(250)	7(7)	252(257)	2122 (2154)	20077 (20300)	19102 (19306)	39179 (39606)	1355 (1373)	2086 (2116)	3441 (3489)	522(546)	
	計	246(251)	7(7)	253(258)	2141 (2172)	20300 (20536)	19345 (19568)	39645 (40104)	1370 (1389)	2099 (2126)	3469 (3515)	524(548)	
中学校	国立	1(1)		1(1)	13(13)	228(241)	233(241)	461(482)	17(19)	13(10)	30(29)	2(2)	
	公立	102(102)	2(2)	104(104)	822(813)	10387 (10502)	10116 (10297)	20503 (20799)	1114 (1119)	794(782)	1908 (1901)	230(226)	
	私立	3(3)		3(3)	12(13)	138(154)	136(127)	274(281)	13(17)	10(10)	23(27)	4(3)	
	計	106(106)	2(2)	108(108)	847(839)	10753 (10897)	10485 (10665)	21238 (21562)	1144 (1155)	817(802)	1961 (1957)	236(231)	
高等学校	全日制	県立	36(38)	3(3)	39(41)	450(474)	8315 (8623)	7860 (8169)	16175 (16792)	1049 (1095)	389(388)	1438 (1483)	377(388)
		市立	1(1)		1(1)	12(12)	0(0)	344(366)	344(366)	20(22)	15(17)	35(39)	6(6)
		私立	10(10)		10(10)	...	2134 (2236)	1856 (1914)	3990 (4150)	231(232)	88(95)	319(327)	66(67)
		計	47(49)	3(3)	50(52)	462(486)	10449 (10859)	10060 (10449)	20509 (21308)	1300 (1349)	492(500)	1792 (1849)	449(461)
	定時制	県立	3(3)	1(1)	4(4)	36(36)	213(230)	200(186)	413(416)	48(50)	26(26)	74(76)	11(11)
		通信制	1(1)		1(1)	...	1034 (1072)	741(805)	1775 (1877)	17(15)	11(11)	28(26)	3(3)
特別支援学校	盲	1(1)		1(1)	12(15)	10(12)	10(12)	20(24)	20(21)	26(27)	46(48)	23(23)	
	ろう	2(2)		2(2)	34(36)	26(31)	29(26)	55(57)	24(25)	55(58)	79(83)	39(39)	
	養護	9(9)		9(9)	241(235)	458(428)	271(261)	729(689)	222(213)	398(380)	620(593)	153(150)	
	計	12(12)		12(12)	287(286)	494(471)	310(299)	804(770)	266(259)	479(465)	745(724)	215(212)	
大学	国立	1(1)		1(1)	...	3915 (3847)	2370 (2417)	6285 (6264)	607 (606)	97(80)	704 (686)	920(861)	
	県立	1(1)		1(1)	...	601(585)	425(422)	1026 (1007)	41(42)	9(9)	50(51)	45(39)	
短期大学※	県立	3(3)		3(3)	...	70(48)	742(753)	812(801)	26(26)	42(44)	68(70)	30(29)	
高等専門学校	国立	1(1)		1(1)	...	903(892)	187(186)	1090 (1078)	71(72)	7(4)	78(76)	45(46)	
専修学校	公立	2(2)		2(2)	...	27(21)	166(173)	193(194)	0(0)	17(17)	17(17)	5(5)	
	私立	17(17)		17(17)	...	1023 (1144)	1084 (1104)	2107 (2248)	90(96)	88(89)	178(185)	85(94)	
各種学校	私立	9(9)		9(9)	...	231(252)	231(244)	462(496)	52(51)	17(14)	69(65)	39(35)	

※短期大学の学校数は、在校生のいる旧短期大学(2)と新短期大学(1)を合計した数字です。

(2) 教育委員会の組織改正の概要について

1 組織の新設・廃止

	項目	内容	人員体制
1	産学連携スタッフの新設 (高校教育課)	就職する高校新卒者の県内定着に向けて、地域の産業を担う人材を育成するため、学校と産業界・地域の連携推進を担う組織を新設する。	2名 (事務職員2名 [うち1名は商工労働部からの併任])
2	新設高校開校準備スタッフの新設 (高校教育課)	平成22年4月に開校予定の学習時間選択制高校東部独立校(仮称)について、開校準備を進めるための組織を新設する。	3名 (教育職員3名 [うち調整監1名])
3	芸術文化スタッフの新設 (生涯学習課)	高等学校総合文化祭推進室が所管する芸術文化活動事業を、地域に根ざした取組として進めていくため、生涯学習課に移管することに伴い、必要な組織を新設する。	2名 (事務職員1名、教育職員1名)
4	世界遺産室の新設 (文化財課)	石見銀山遺跡の調査研究、保存管理とともに、来訪者対策を進めるため、世界遺産登録推進室を改組し、世界遺産室を新設する。	8名 (事務職員4名、専門職員4名 [8名のうち4名(事務1、専門3)は石見銀山世界遺産センター(大田)駐在])
5	全国高等学校総合文化祭推進室の廃止	全国高等学校総合文化祭の終了に伴い、推進室を廃止する。	
6	益田工業高校及び益田産業高校の閉校	益田翔陽高校の開校(平成18年4月)に伴い、生徒募集を停止していた益田工業高校及び益田産業高校を閉校とする。	

2 職の新設・廃止

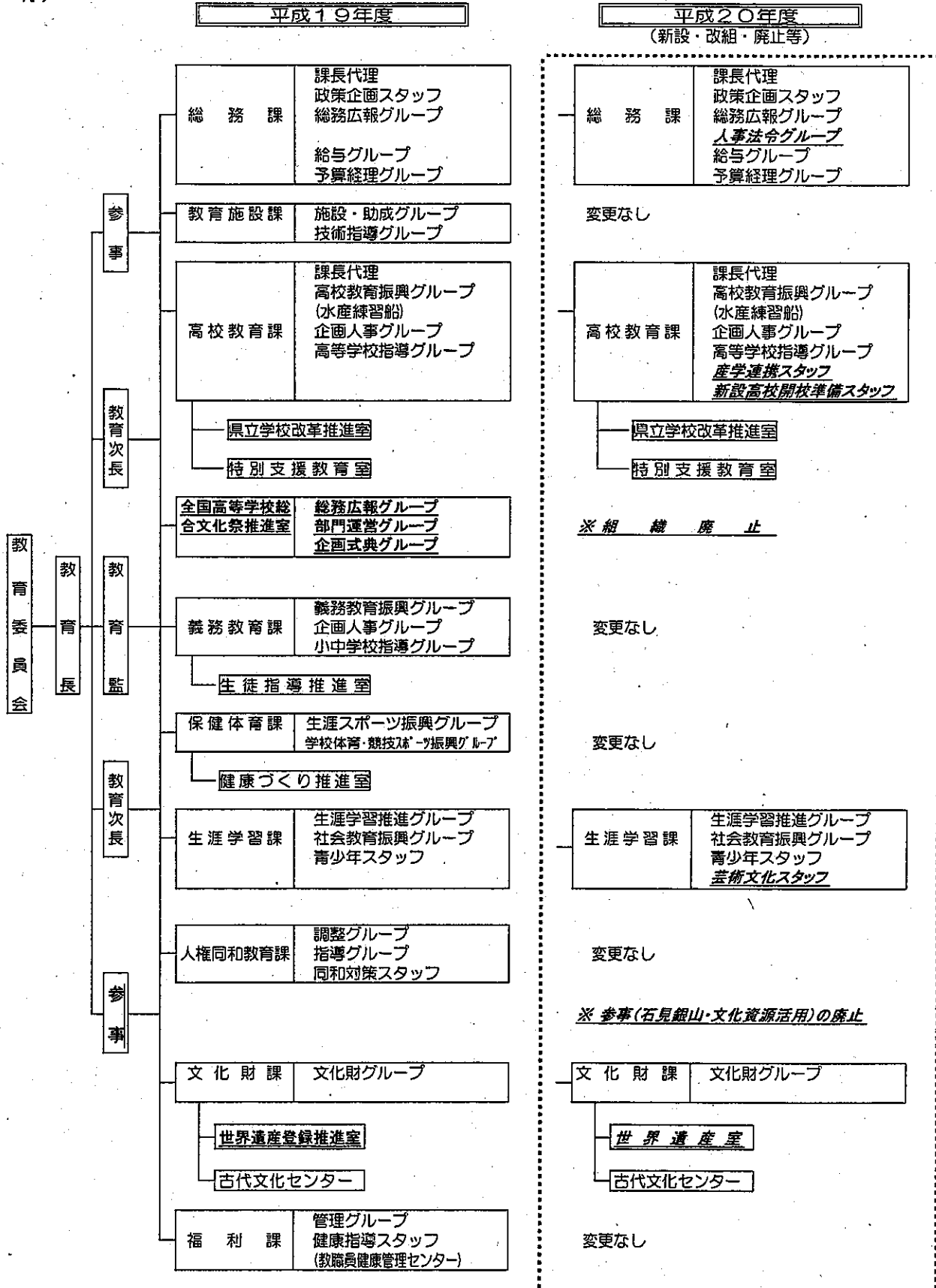
	項目	内容	備考
1	副所長の新設 (埋蔵文化財調査センター)	所長を補佐し、センターの業務を総括整理する職として副所長を新設し、円滑な業務運営のための組織体制の強化を図る。	調整監(企画調整担当)を振替
2	調整監の新設 (松江教育センター)	センターのスタッフ間の業務を総合的に調整する役割を担う職として調整監を新設し、円滑な業務運営のための組織体制の強化を図る。	企画幹(教職員研修スタッフ)を振替
3	参事(石見銀山・文化資源活用担当)の廃止	石見銀山遺跡の世界遺産登録に伴い、担当参事を廃止する。	

3 その他

- ・総務課総務広報グループ(8名)を、総務広報グループ(5名)と人事法令グループ(3名)に再編

島根県教育委員会組織改正概要

(本 庁)



組織改正前後における機関数比較

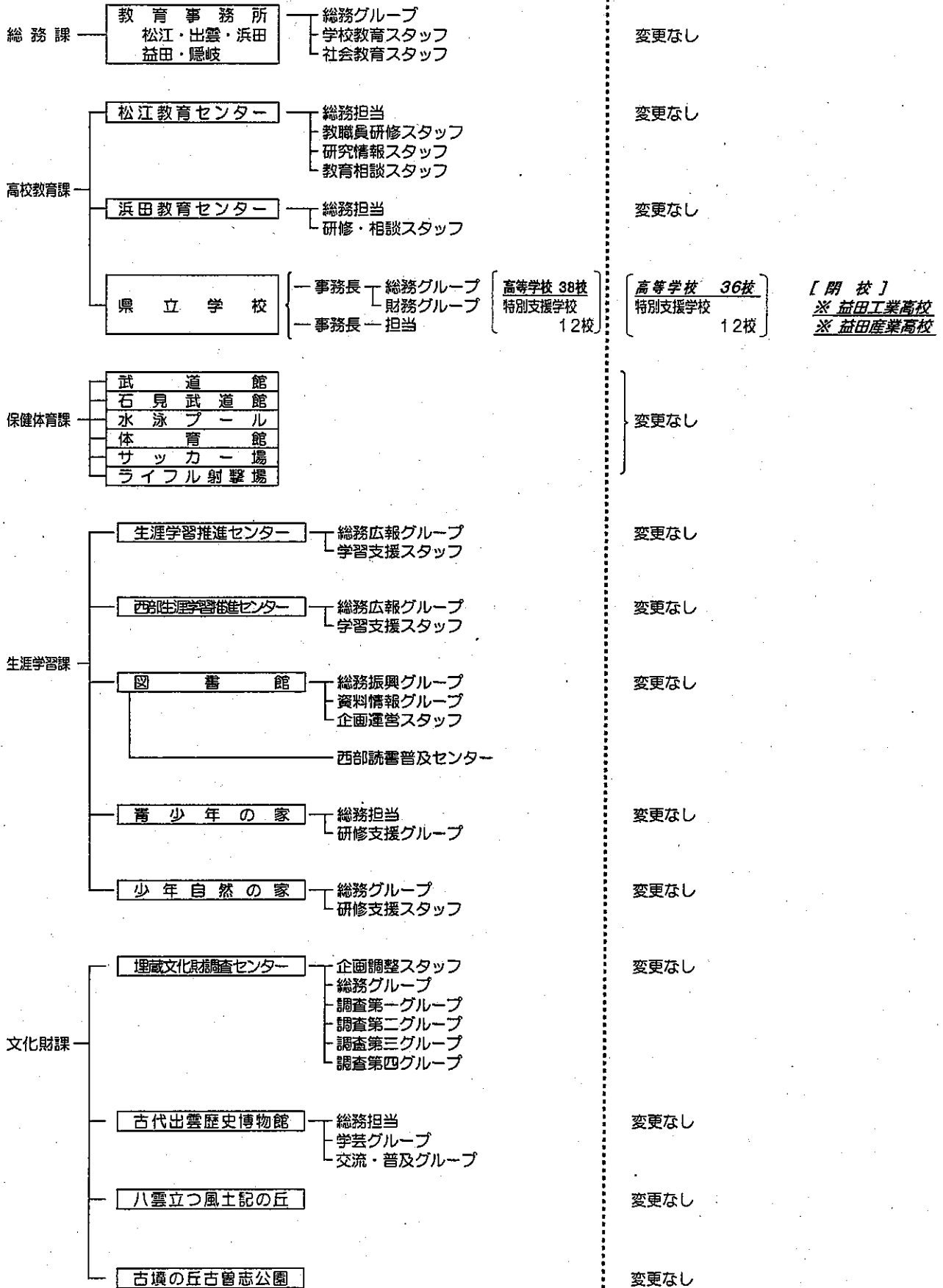
区分	平成19年度当初	平成20年度当初
本 庁	9課・1室・6課内室	9課・6課内室
教育機関等	5教育事務所・1埋蔵文化財調査センター 68教育機関(うち県立学校50)	5教育事務所・1埋蔵文化財調査センター 66教育機関(うち県立学校48)

(教育機関等)

平成19年度

平成20年度

(新設・改組・廃止等)



(3) 島根県総合教育審議会の意見

島根総合教育審議会（平成20年8月25日開催）における本文に反映した意見以外の主な意見は以下のとおりでした。

《心の教育の推進》

○ 心の教育の推進では、多くの学校で体験活動が取り組まれていることは評価できるが、今後、ボランティアやNPOなどの活動も大切になってきており、子どもたちのボランティア活動について、情報を提供するなど学校の取組を推進すること。

《文化活動の活性化》

○ 文化に親しむ機会の確保については、そうした機会が少ないことを実感している。もっと子どもたちが本物の芸術、文化に触れることができるよう鑑賞や体験などの機会をふやすことが大切である。

《読書活動の推進》

○ 読書習慣の確立では、子どもたちが多くの本を読めるよう、学校図書館の図書を充実させていくことが課題である。

○ 読書活動では、音読の取組は非常に学習効果があると思われる。中国とか古典に類するものなどを声を出して読む習慣を付けることも大切である。

《人権を尊重する教育推進のための基盤整備》

○ コミュニケーション能力について、学校現場の中でも討論をするという場が非常に少なくなってきた。広い意味でのコミュニケーション能力を、様々な場で身に付ける教育が必要である。

○ コミュニケーション能力について、自分の健康状態や自分の意見、置かれた状況を人に説明する能力は大事なことである。自分の意見を言えば、しっかりと受けとめてもらえ、答えてもらえる環境を整備していくことも必要である。

《学校・家庭・地域の連携協力による教育力の充実》

○ 島根の教育において、誇りを持ってアピールできるものとして、地域との連携がある。地域と連携し本物を体験する場を確保していく取組など島根のカラーを強く出してもらいたい。

《不登校の子どもに対する取組の充実》

○ 不登校児童生徒の割合が減ったという数字が出ているが、不登校に含まれていない保健室登校が長引いたりしていると、後でまた引きこもる例があるので、数字だけの評価にならないようにすること。

○ 保健室に来ている子どもも、どのように次の展開をしていいのかわからないという学校現場の声がある。また、地域でも居場所にきて元気になってから、次の展開につなげるコーディネーターの必要性を感じる。多様な人材や場所の確保が必要である。

(参考資料)

- 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号） 抜粋
※平成20年4月1日施行

(事務の委任等)

- 第 26 条 教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その権限に属する事務の一部を教育長に委任し、又は教育長をして臨時に代理させることができる。
- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事務は、教育長に委任することができない。
- 一 教育に関する事務の管理及び執行の基本的な方針に関すること。
 - 二 教育委員会規則その他教育委員会の定める規程の制定又は改廃に関すること。
 - 三 教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の設置及び廃止に関すること。
 - 四 教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関すること。
 - 五 次条の規定による点検及び評価に関すること。
 - 六 第 29 条に規定する意見の申出に関すること。
- 3 教育長は、第 1 項の規定により委任された事務その他その権限に属する事務の一部を事務局の職員若しくは教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員（以下この項及び次条第 1 項において「事務局職員等」という。）に委任し、又は事務局職員等をして臨時に代理させることができる。

(教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等)

- 第27条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第 1 項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第 3 項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。
- 2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

○ 各取組における主な報告書等一覧

具体的な取組 (しまね教育ビジョン21)	報告書等
1 心身の健康を大切に した教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○生活習慣改善実践事例集 ○「総合型地域スポーツクラブ紹介・啓発リーフレット（地域の夢と元気を育てよう）」 ○「しまね広域スポーツセンターNEWS」vol.3～5
2 夢を描き、その実現に 向かっていく教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○平成19年度 全国学力・学力学習状況調査 報告書 ○平成19年度 全国学力・学力学習状況調査概要 (未来を切り開く子どもを育成するために) ○確かな学力育成のための実践研究事業 (確かな学力を育成するために) ○職場体験推進のために(夢・希望をもち 自分の将来の目標に向か って努力する生徒の育成をめざして)
3 創造性や個性の基礎と なる感性を育む教育	<ul style="list-style-type: none"> ○平成19年度 全国学力・学力学習状況調査 報告書(再掲)
4 互いの人権を尊重する 教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○同和教育資料集第19集 島根県における同和問題の歴史「社会教育活用編」
5 地域への愛着と誇りを 育む教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○みんなで育てる島根の宝 しまねの教育レシピ集 ○子どもたちの心安らぐ放課後や休日のために ～島根県放課後子どもプラン基本方針～ ○実証!「地域力」醸成プログラムリーフレット「今、しまねの公民館がおもしろい!」 ○実証!「地域力」醸成プログラム事業報告書 ○平成19年度 しまねの学社連携・融合 一地域教育コーディネーターの取組事例集一 ○しまね学習支援プログラム「試行版」乳幼児の健やかな成長のための親学講座 ○平成19年度 子どもが多様な体験ができる機会提供事業 モデル事業実践事例集 ○特別な支援の必要な子どもたちを地域で支える環境整備事業 ふるさとあったかスクラム事業 2 ○文部科学省委託 青少年の意欲向上・自立支援事業(子どもの主体性をはぐくむ体験活動)～短期山村留学事業～事業実施報告書 ○文部科学省委託 青少年の意欲向上・自立支援事業(青年長期社会体験活動)～YCスタジオ事業～ 事業実施報告書
6 すべての子どもたちの 学びを支える取組の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○スクールカウンセラー活用調査研究報告書

